

最高裁秘書第1392号

平成31年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様



最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

司法行政文書開示通知書

平成31年3月7日付け（同月8日受付、最高裁秘書第1255号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所長官の代理に関する規程（昭和22年最高裁判所規程第3号）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

**最高裁判所長官の代理に関する規程**

昭和22年10月18日最高裁判所規程第3号  
改正 平成28年12月7日最高裁判所規程第3号

**最高裁判所長官の代理に関する規程**

最高裁判所長官に差支あるとき、司法行政事務について、これを代理する者の順序は、裁判官会議の定める席次による。

前項の規定による代理順序を変更する必要が生じたときは、裁判官会議の議によりこれを定める。

(平二八最裁程三・一部改正)

---

**附則（平成二八年一二月七日最高裁判所規程第三号）**

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。